

令和4年12月20日

豊丘村長 下平 喜隆 様

豊丘村議会議長 片桐 忠彦

政 策 提 言 書

貴職におかれましては、数年続いている新型コロナウイルス感染症への感染予防対策と経済支援対策、水道管更新事業によるライフラインの整備、村道佐原線改良工事を主体とする村内の生活基盤整備、リニア中央新幹線工事に伴う住民対応、及びふるさと納税対応など積極的な施策にご尽力いただき、明るく活力ある元気な村づくりに努められておられること、敬意を表します。

当議会では、一般質問で取り上げた意見や、各種団体との懇談で出された意見等をもとに、総務産建・社会文教の各常任委員会に分かれ、業者への聞き取り・関係者へのアンケート調査を実施した上で、諸問題について検討を重ねてまいりました。

今回その検討結果がまとまりましたので、今後の村政に反映していただくよう、議会基本条例に基づき下記のとおり提言いたします。

記

目 次

1. 竹林の整備について
2. 中学校東斜面の整備について
3. 農地の担い手対策について
4. 学校司書の増員・電子貸し出し（DX化）について
5. 不登校児童生徒の支援について
6. 子どもの居場所づくりの支援について
7. 社会福祉施設等への価格高騰対策支援について
8. 「ヤングケアラー」の認識啓発と支援について
9. 猫飼育の適正化について

1. 竹林の整備について

近年、村内において放置竹林が目立ち、家屋の間近まで繁茂するなど周囲へ面積を拡大し、生活道路や隣接耕作地の日陰化や降雪時の交通障害による住民生活への影響、ひいては景観の悪化をもたらしています。自治会等からの要望を受け、村では平成23年度から小規模竹林整備補助金制度で民有地の竹林整備（皆伐又は間伐）を支援してきました。当初は自治会で実施する整備で同一箇所1回のみとしていた補助を、3回まで、個人にも対象を拡大したことで、多くの地域や村民がこの制度を活用し竹林の整備を行ってきたところです。

しかし、皆伐を促す制度では、竹林全体が枯損するまで伐り続けなければなりません。急傾斜地の竹林の枯損は災害にもつながります。里山整備と同様に竹林整備を目的とするならば、計画的な樹種転換が必要で、個々の竹林の課題に対応した事業指導や補助政策が必要です。

よって以下のとおり提言いたします。

- (1) 村は、竹林に関する知見のある専門家会議を設置し、村内の竹林整備に関する相談、指導に応じる体制をつくること。
- (2) 村の事業として、村内数カ所の竹林を『竹林整備（対策）事業モデル地区』として選定し、地元・地権者と共に整備目標に沿った整備をし研究・普及に取り組むこと。
- (3) 伐り出した竹の処分方法として、チップ化、パウダー化の促進、簡易竹炭器の導入などを検討すること。
- (4) 竹林整備作業（急傾斜地の伐採等）に従事する人材を育成すると共に、竹林所有者の更なる負担軽減をはかること。
- (5) 上記の他、竹の利活用方法の研究を行うこと。

2. 中学校東斜面の整備について

中学校東斜面については、これまで整備等に関し、研究し対応してきた経過はありますが、その成果はあまり目に見えてきません。総務産建委員会でも現場踏査する中、2畝という広さと急傾斜から、整備の難しさを実感しているところですが、その広さや立地ゆえに、整備の必要性を強く感じております。

中学校東斜面は、村民や村外からの観光客等多くの人たちが集まる道の駅の真正面に位置し、道の駅の展望デッキから東を望むと、中学校校舎とともにすぐ目に入ってきます。中学校周辺の森林整備の仕方次第では、周囲が一体化し素晴らしい景観になります。例えば、東斜面を区分けし、いくつかの樹種を配列して植栽するなど工夫すれば、まことに見事な風景が生まれてきそうです。まさに村の

河岸段丘の魅力を象徴する場所になり得ると思います。

今年度の森林整備とも合わせて取り組めば、中学校校舎周辺の景観整備による教育環境の向上、林公園との一体化による総合的な癒し空間の創出、道の駅から望む景観の魅力増大に伴うレンタサイクル事業促進への期待等々、その恩恵は大変大きいと考えます。

また反面、中学校東斜面は広大な土砂の急斜面であり、例えば大雨や集中豪雨の際には土砂崩れ等の災害も大いに懸念されます。それ故に、整備していくうえでは治山の観点も考慮していくことは不可欠と思います。さらにまた、整備後の維持管理のし易さ等にも、当然配慮する必要があります。

よって以下のとおり提言いたします。

- (1) 今後の維持管理をし易くするために、当面斜面内の切り株、倒木、放置された枝や鉄くず類の除去、伸び放題の枝の整理等を行うこと。
- (2) 整備計画の立案に当たっては、景観だけでなく、治山や維持管理の面からも考慮し、周辺施設や近隣住民はもちろんのこと、広く村民や専門家等の意見を聞き、それらを参考にして取り組むこと。

3. 農地の担い手対策について

農業の担い手不足と高齢化は、年々深刻さを極めています。耕作放棄地も増加の一途をたどり、地域によっては集落の存続すら危ぶむ声が出ている現状です。

担い手不足と言っても、地域によりその形態は大きく異なっています。山間地域では、高齢者のみの世帯が多く、耕作できなくなった土地を引き受ける余裕がありません。農業に意欲のある方は、中段の土地を借り耕作している状況です。

中段、下段においても、新たに土地を借り受けるための、機械設備はできません。特に、水田農業への投資はできないのが現状です。農業の継続、農地の管理には、地域により課題が異なります。地域に根差した施策を望みます。

よって以下のとおり提言いたします。

- (1) 人・農地プランを計画・実施し、地域ごとの営農継続方法、地域の持続性など目的達成のため、集落営農等について、先進地視察を実施するなど、具体的研究に着手すること。
- (2) 農業の持つ多面的な役割を、非農家のみならず、農業者にも自覚と誇りを持つために、折に触れて広報し、「農ある暮らし」の意義を定着させること。
- (3) 農地の維持管理には、規模の大小を問わず、多様な担い手、担い方があることを認め、施策に反映させること。

4. 学校司書の増員・電子貸し出し（DX化）について

学校図書館は三つの機能を持っています。児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能があります。学校司書はこの役割を果たすために欠かせません。

当村は、豊丘北小学校と豊丘中学校を1名で勤務しているため、年次休暇の取得もままならず、図書委員会にも参加できません。

また、国で進めるDX化に対応するには、学校図書館の電子貸し出しが必要です。電子貸し出し導入には、パート勤務から月給勤務にする必要があります。近隣町村では、喬木村・高森町が電子貸し出しを実施しています。

よって以下のとおり提言いたします。

- (1) 豊丘北小学校と豊丘中学校の学校司書兼務解消のため、1名の増員をされること。また、学校司書は、パート勤務から月給勤務にすること。
- (2) 学校図書館のDX化のため、電子貸し出しを導入すること。そのために、ハード・ソフトの予算処置をされること。

5. 不登校児童生徒の支援について

文部科学省における不登校の定義では「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」としています。

豊丘村の小中学校では合わせて14人の不登校児童生徒がおり、近隣のフリースクールや村の中間教室に通っています。

国の教育機会確保法では不登校児童生徒への支援の在り方として「個々の状況に応じて教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること」としています。

10月17日に視察した岡山市のフリースクールもえぎの中藤代表は、2021年10月にフリースクールを設立したきっかけについて、「不登校だと幸せになれないの？」という問いかけに「そんなことはないよ」と答えられる場所をつくったと説明しました。この教育哲学について出向いて講義する用意があるとも言われました。

よって以下とおり提言いたします。

- (1) 不登校にかかわる保護者、教職員や担当者に対して「学校に行かなくても幸せになれる道はあるんだよ」という考え方を学んでもらう機会をつくること。
- (2) 不登校児童生徒に対して、フリースクールの利用などの支援を行うこと。

6. 子どもの居場所づくりの支援について

全国では「子ども食堂」の名称で子供の居場所の提供が行われています。長野県では子供の居場所の取り組みの中で、学習支援、食事提供、悩み相談、学用品のリユース、高齢者との交流等複数の機能を提供し、月1回以上計画的に開催されているものを「信州こどもカフェ」という愛称で呼ぶこととし、取り組みの拡大を推進しています。

近隣の飯田市では大瀬木に「ハッピーハウス」があり、第2第4土曜日の11:00～15:00に子ども無料で、食事提供・学習支援・悩み相談・多世代交流・その他を行っています。飯田市ではこの他6カ所にあります。

松川町では上片桐に「こどもカフェ Hug」があり、毎週水曜日の17:00～18:30に子ども無料で、食事提供・学習支援・悩み相談・多世代交流・その他を行っています。

喬木村では伊久間に「ばあばの台所」があり、第4土曜日の10:00～16:00に中学生以下無料で、食事提供・学習支援・悩み相談・多世代交流を行っています。喬木村ではこの他にも1カ所あります。

よって以下とおりに提言いたします。

- (1) 長野県の意向に沿って、村内に信州こどもカフェを開くよう支援すること。

7. 社会福祉施設等への価格高騰対策支援について

最近の燃料、資源価格の高騰や物価高は、村内の社会福祉施設・児童福祉施設・障害福祉施設等の経営に影響を与えています。社会文教委員会で行ったアンケート調査でもすべての施設において、「施設経営に影響がある」といっています。

また、9月に県の補正で（※ 参照）施設に対しての補助が付いたとは言え、まだまだ十分ではない状態とのことで、8割の施設の方が「もっと補助を望む」といっています。施設によっては、昨年度に比べ年間で388万円（昨年比39%増）電気料金が増えているところもあります。

よって以下のとおりに提言いたします。

- (1) 社会福祉施設等の安定的なサービスの提供を支援するために、村でも独自の価格高騰対策の補助をすること。

※県の行う経営継続支援

交付金額：基準単位

入所・入院施設 18万円／施設

訪問系サービス事業所 2万円／施設

その他 9万円／施設

加算単価

入所施設 9千円／利用定員

通所施設（一部サービスに限る） 3千円／利用定員

医療機関 2万円／病床

8. 「ヤングケアラー」の認識啓発と支援について

聞き取り調査（教育委員会関係より）の結果、現時点では家族の面倒を見るために通学が困難な児童生徒はいない状況であります。

ヤングケアラーの子どもたちは、変動する社会情勢の中、年々増加の傾向であり該当する子供たちが多くの生活負担を負っています。

県内においても、長野県教職員調査で県内公立高校対象に世話をしている家族がいると回答した生徒が、全日制で2.1%と50人に1人の可能性があると判明し、また、ヤングケアラーについて聞いたことがないと回答したのは67.5%と、認知度が低いということも判明しました。

長野県教育委員会は令和4年度（10月）も高校生を除く、小学生から大学生まで約175,000人への調査を行い、来月にも結果の公表を予定しており、教育機関内での職員への聞き取り調査や関係機関からの情報収集も行っています。

村内での現状確認は、教職員等への聞き取り調査であり、必要な手法と理解をしますが、職員や児童生徒に認識の希薄が考えられ、また、学校だけでのヤングケアラーに対する情報収集は不足であり、ケアマネージャーや民生児童委員からも情報収集の必要があると思われれます。

よって以下のとおり提言いたします。

- (1) 教職員をはじめ、全校児童生徒、および民生児童委員、村民などにヤングケアラーについての周知及び認識啓発を行うこと。
- (2) 情報収集のために、認識啓発実施後に学校職員のみでなく、全校生徒からアンケートなど調査を行うこと。
- (3) 相談窓口の設置など、支援体制の拡充を図ること。

9. 猫飼育の適正化について

聞き取り調査などの結果、飼い猫については国・県の飼育基準である繁殖制限措置は比較的執られているが、名札等の所有者明示措置がない飼養が見受けられました。

また、飼い主のいない猫については、餌を与えるが繁殖制限措置はとらず、餌の片づけやふん尿処理も行っていない状況が大半であった。この結果、周辺住民の住宅等に侵入して、ふん尿等の迷惑をかけている状況が生じています。

迷惑を受けている家庭では、餌を与えている人が近所のため苦情は言いにくく、苦慮しています。

よって、猫の飼養での問題は「猫の飼い方」と「飼い主のいない猫」の対策です。そこで餌を与える以上は飼い猫と同様に繁殖制限措置を執ると共に、国・県が進めている「地域猫活動」について、地域住民の理解と協力を得て実施するための取り組みが課題となっています。

また、飼い主のいない猫への餌やり等問題ある飼養に関する実態調査を行い、該当者への是正指導が課題となっています。

よって以下のとおり提言いたします。

- (1) 適正飼育・管理に関し、統一した指導方針とする基準を制定する必要があること。
なお、基準については、次の事項とされたい。
 - ① 飼い猫については、繁殖目的の飼養を除き繁殖制限措置と所有者明示措置、及び原則として屋内飼育を原則とすること。
 - ② 飼い主のいない猫に餌を与える場合は、飼い猫と同様の繁殖制限措置を執ること。なお、食べ終わった餌は片づけると共に、排出物の処理を行うよう努めること。
 - ③ 国・県が推奨している「地域猫」活動について、地域住民の理解と協力を得て実施できるよう検討すること。
 - ④ 上記以外の飼い主のいない猫については、可能な限り捕獲用檻などを用いて捕獲し、繁殖制限措置を施し元の場所に戻すための取り組み(TNR活動)を行うこと。
- (2) 飼い主のいない猫への餌やり等、問題ある飼養に関する実態調査を行い、併せて是正指導を行うこと。
- (3) 啓発活動として、上記の内容を広く村民に周知させるため、分かりやすいリーフレットを作成し配布すると共に、広報やホームページなどあらゆる媒体を活用して、効果的な取り組みを行うこと。
- (4) 新たな助成事業等を創設すること。
 - ① 不妊去勢手術への助成
 - ② 必要な数の捕獲用檻の購入と貸出管理

- (5) 不妊去勢手術の助成制度は、県動物愛護センターで実施しているので、積極的に活用するよう啓発すること。
- (6) 当面は上記施策を実施し、改善が図られない場合は罰則規定を盛り込んだ条例制定を検討すること。